

奈良県食品ロス削減推進計画

奈良県

(令和3年4月1日)

1. 計画の基本的事項

I 計画策定の背景、意義

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず、食品の生産・製造、流通、販売、消費の各段階において、日常的に捨てられる食べ物のことを言います。食品ロスの問題については、「持続可能な開発目標（SDGs）（※1）」で言及されるなど、その削減は、国際的にも重要な課題となっており、世界には栄養不足の状態にある人々が多数いるなか、食料の多くを輸入に依存している我が国として、真摯に取り組む課題です。また、食品ロス削減により、焼却処理に伴うCO₂ 排出量の削減による気候変動の抑制が図られ、地球環境への配慮にもつながります。

国内においては、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として、食品ロスの削減を推進するため、令和元年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（以下、「食品ロス削減推進法」）が施行され、さらに食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定され、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定められ、削減の機運が高まっています。

奈良県においては、令和2年2月に「奈良新『都』づくり戦略 政策推進プラン」に「食品ロス削減への対応」として位置づけ、本県の重要な課題として取り組んでいるところです。

こうした状況を踏まえ、食品ロス削減の取組のより一層の充実を図るため、「奈良県食品ロス削減推進計画」を策定し、消費者、事業者、関係団体、行政等が連携した取組を進めてまいります。

※1 2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。

II 位置づけ（関連計画との調和）

この計画は、食品ロス削減推進法第12条第1項の規定に基づき、都道府県が、国の基本方針を踏まえて策定する「都道府県の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（都道府県食品ロス削減推進計画）として位置づけます。

また、この計画は、「奈良県廃棄物処理計画」、「奈良県食育推進計画」、「奈良県環境総合計画」等との調和を図ります。

III 計画期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5カ年とします。

なお、今後の社会情勢の変化、食品ロス削減推進法、その他の法制度の改正などを踏まえ、必要な見直しを行うこととします。

2. 奈良県における食品ロスに関する現状と課題

I 国と奈良県の現状

国によると、日本で1年間に発生した食品ロス量は年間612万トン（平成29年度）と推計され、そのうち、事業系食品ロス量が328万トン、家庭系食品ロス量が284万トンとなっています。国民1人当たり換算すると、1日茶碗1杯分（約132g）のご飯の量に相当します。

奈良県の食品ロス量については、年間約5.5万トン（平成29年度）、そのうち、事業系食品ロス量は約2.5万トン（※2）、家庭系食品ロス量は約3.0万トン（※3）と推計され、食品関連事業者から45%、家庭から55%の排出量になります。本県では、家庭から排出される食品ロス量が、事業者から排出される食品ロス量より多い傾向となっています。

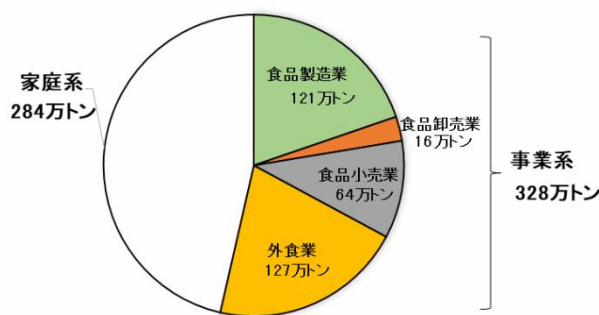


図1 全国の食品ロスの内訳

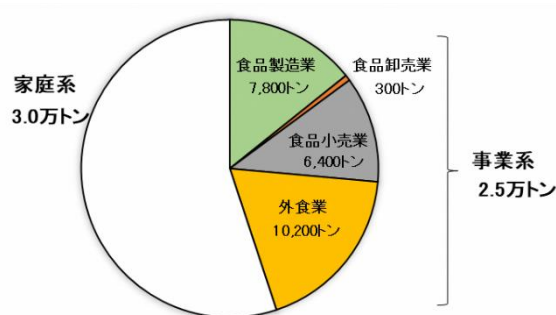


図2 奈良県の食品ロスの内訳

※2 事業系食品廃棄物の発生量（食品リサイクル法に基づく食品廃棄物等多量発生事業者の定期報告による数値から算出）に、全国の食品廃棄物の年間発生量に占める食品ロス量の平均割合を乗じて試算。

※3 生活系ごみ収集量（一般廃棄物処理実態調査結果による数値から算出）に「令和元年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査（環境省）」で公表する食品廃棄物発生量の平均割合、さらに食品廃棄物のうち食品ロス量の平均割合を乗じて算出。

II 食品ロス問題の県民認知状況

県民アンケート調査（※4）によると、食品ロス問題の認知度については、「よく知っている」人は36.0%となっています。「よく知っている」人の割合を性別にみると、『女性』（36.2%）の方が、『男性』（35.7%）より0.5ポイント多くなっています。年齢別にみると、『70歳代以上』（44.5%）が最も多く、次いで『60歳代』（37.8%）となっています。一方、『20歳代』（26.0%）、『30歳代』（28.8%）では、「よく知っている」人は3割未満となっています。

また、食品ロス削減への取組について尋ねたところ、「残さずに食べる」（68.7%）が最も多く、次いで「冷凍保存を活用する」（62.2%）、「賞味期限」を過ぎてみすぐ捨ててではなく、自分で食べられるか判断する」（61.7%）、「料理を作りすぎない」（46.3%）、「飲食店等で注文しすぎない」（40.0%）となっています。

性別においては、『男性』では、「残さずに食べる」（71.9%）と答えた人が最も多く

なっています。『女性』では、「冷凍保存を活用する」(67.8%)、「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」(66.7%)、「残さずに食べる」(66.9%)と答えた人が、60%を超えています。

年齢別においては、『70歳代以上』を除くすべての年齢層で、「残さずに食べる」と答えた人が最も多くなっており、特に『20歳代』では、81.2%と突出しています。『30歳代』以上では、「残さずに食べる」、「冷凍保存を活用する」、「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」と答えた人が、50%を超えています。

※4 令和2年度県民アンケート調査:令和2年8月、無作為抽出で選ばれた満20歳以上の県内在住者対象に実施(配布件数5,000件、有効回答数2,809件)

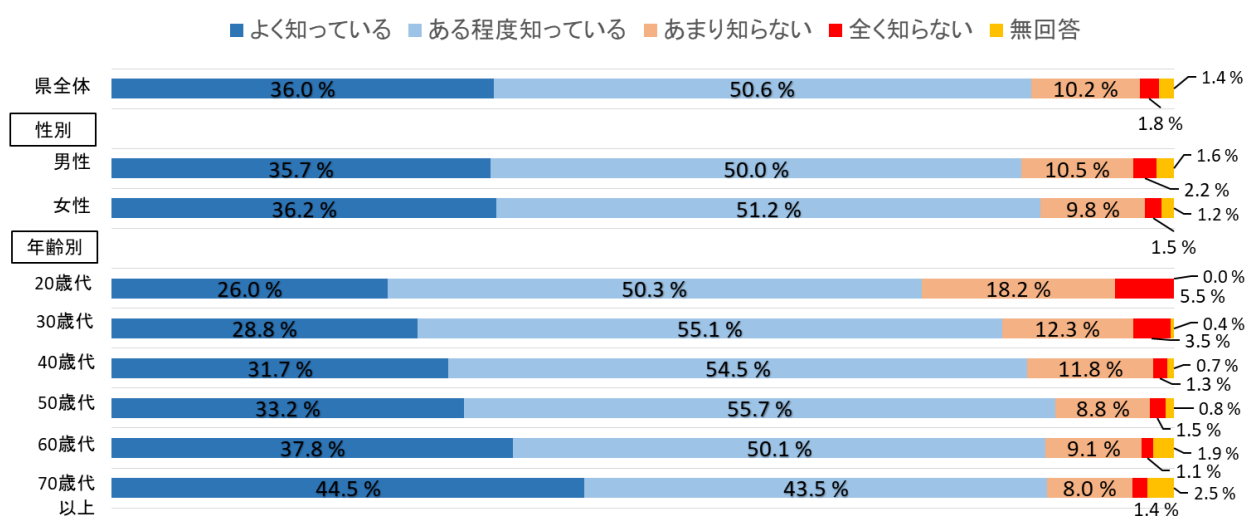


図3 「食品ロス」問題の認知度

表 食品ロス削減への取組

(単位: %)

	料理を作り過ぎない	残さずに食べる	残った料理を別の料理に作り替える	冷凍保存を活用する	日頃から冷蔵庫等の食材の種類・量・期限表示を確認する	「賞味期限」を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する	小分け商品、少量パック商品、バラ売り等食べ切れる量を購入する	飲食店等で注文し過ぎない	その他	取り組んでいることはない	無回答	
県全体	46.3	68.7	26.8	62.2	36.4	61.7	31.9	40.0	1.3	2.0	1.4	
性別	男性	38.8	71.9	18.3	54.2	28.5	54.7	24.8	38.1	1.5	3.2	1.7
	女性	51.4	66.9	32.5	67.8	42.0	66.7	37.1	41.5	1.2	1.2	1.1
	無回答	43.3	46.7	33.3	50.0	23.3	53.3	13.3	23.3	0.0	0.0	6.7
年齢別	20歳代	29.3	81.2	19.3	47.5	26.0	51.9	23.8	55.2	1.7	4.4	0.0
	30歳代	38.2	70.9	23.2	60.4	31.2	60.0	30.2	51.2	1.4	5.3	0.4
	40歳代	39.2	74.6	30.6	61.1	33.5	59.5	25.8	46.0	2.6	2.0	0.4
	50歳代	47.4	73.9	29.4	61.0	37.6	65.1	31.9	45.5	0.8	1.7	0.6
	60歳代	50.9	66.5	27.4	61.2	38.0	61.9	34.6	35.4	1.1	1.0	2.4
	70歳代以上	53.9	59.7	25.1	69.8	41.2	64.0	37.1	28.4	1.0	1.3	2.4
	無回答	38.5	46.2	34.6	42.3	26.9	53.8	11.5	23.1	0.0	0.0	7.7

3. 目指す姿と基本的な方針

I 目指す姿

食品ロス問題を認識し、県民生活や事業活動等において食品ロス削減に向けた自主的な取組を促進するため、令和6年度までに食品ロス問題を「よく知っている」県民の割合を90%にすることを目指します。

また、食品ロスの削減を推進するためには、地域の特性を踏まえた取組の推進が重要であることから、県内各市町村における食品ロス削減推進計画の策定を促進します。

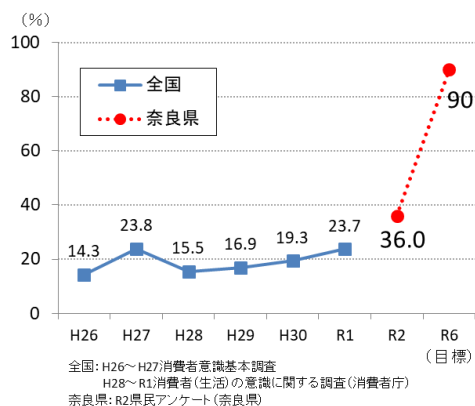


図4 食品ロス問題を「よく知っている人」の割合

II 基本的な方針

食品ロス削減推進法では、食品ロスを削減していく基本的な視点として、①国民各層がそれぞれの立場において主体的にこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図っていくこと、②まだ食べることができる食品については、廃棄することなく、できるだけ食品として活用するようにしていくことが明記されています。

本県においてもこれらを踏まえ、食品ロスの現状や課題、削減方策について、消費者や事業者等への普及啓発を積極的かつ継続的に行い、食品ロス問題を自らの問題として捉え、自主的な取組につながるよう促します。なお、取組に際しては、医療や福祉的な配慮を十分行った上で、実践することとします。また、家庭や事業所でやむを得ず発生した未利用食品については、必要とされる方に提供し、できるだけ食品としての利活用を促進します。

4. 推進施策

I 食品ロス削減に向けた普及啓発

(1) 消費者に向けた普及啓発活動

消費者に対しては、各種の普及啓発ツールを活用し、食品ロス問題を正しく理解し、自主的な取組につながるように推進します。

- ① 食品ロス削減推進フォーラムの開催により、食品ロス問題や食品ロスを削減する取組方法等の講演、優良事例の紹介などを通じて、参加者自らが食品ロス削減について考える機会とします。



令和2年度食品ロス削減推進フォーラム

- ② 食品ロス問題の啓発、削減推進のためのリーフレットを作成し、環境県民フォーラム（構成員：団体や企業等）や県が実施する各種イベント等で配布し、食品ロス削減を推進します。

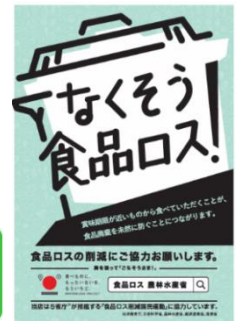


「食品ロスを減らしましょう」リーフレット

- ③ 県内の農産物直売所や県のアンテナショップ等への啓発ポスターの掲示やコンビニエンスストア店舗内のPOPにより、消費者に向けて、食品ロス削減推進の意識付けを行います。



てまえどりPOP



啓発ポスター

- ④ 奈良県ホームページや県民だより、環境情報サイト「エコなら」、きれいに暮らす奈良県スタイルジャーナル等により、食品ロス問題について情報発信を行い、県民全体へ食品ロス問題を周知します。



県民だより（令和2年10月）

- ⑤ 家庭ごみの減量化、環境への配慮、食品衛生、消費生活等の関連施策と連携した普及啓発活動を実施します。

(2) 農林水産業者・食品関連事業者等に向けた普及啓発活動

食品廃棄物削減の観点から、生産者や事業者自らが食品ロス削減の取組を広く進められるよう、各種団体等を通じて取組事例の情報の伝達や共有等による普及啓発を行います。

- ① 農林水産業において発生する、市場出荷が困難な規格外農林水産物等については、飲食店への提供や加工品としての活用による食品ロス削減を普及啓発します。
- ② 飲食店等においておいしい食べきりと呼びかける「3010運動」の取組について普及啓発します。
- ③ 食品関連事業者等に対して、事業系廃棄物減量化の観点から、食品ロスの発生抑制、減量化等に向けて普及啓発を行います。
- ④ こども食堂やフードバンク活動団体への未利用食品提供の協力を要請します。



3010運動

(3) 市町村、関係団体等への取組支援

市町村や関係団体等が行う食品ロス削減活動と連携、協力するとともに、先進的な取組事例を集約し、県ホームページ等での情報発信による普及啓発を行います。

- ① 市町村が食品ロス削減推進計画を策定する取組を促進します。
- ② フードバンク活動（※5）を行う団体等の取組を支援し、その活動の周知を行います。
- ③ 市町村や各種団体等が行う食品ロス削減推進のための活動に積極的に協力します。

※5 「フードバンク活動」とは、食品関連事業者や家庭から、未利用食品等まだ食べることができる食品を無償で預かり、食品を必要としているこども食堂や福祉施設等に無償で提供する活動

II 未利用食品の活用推進

(1) 未利用食品を食品として利用する取組

フードバンク活動やこども食堂等の実施団体と連携し、食品関連事業者や家庭から発生する未利用食品等の有効利用を促進します。特に、フードバンク活動は、食品ロス削減に直結し、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある取組であることから、県としてその活動への支援を重点的に行います。

- ① こども食堂への未利用食品の提供を推進することにより、地域に根付いた活動として安定的に継続できるよう支援します。
- ② フードバンク活動団体に対して、その取組が円滑に実施されるよう、未利用食品の集積、仕分け、こども食堂や福祉施設への配送等への支援を行います。
- ③ 未利用食品が発生している食品関連事業者等の情報を把握し、フードバンク活動団体への情報提供を行い、マッチングを推進します。
- ④ 各種団体等が行うイベント等でのフードドライブを呼びかけることで、家庭で発生した未利用食品の活用を推進します。



(2) 未利用食品の再生利用の取組

食品ロス削減に十分に取組んだ上でも生じる食品廃棄物については、食品リサイクル事業者等と連携して資源化し、循環的な利用の取組を推進します。

- ① 食品ロスを含めた食品廃棄物を原料とした肥料の適正な利用を推進します。

- ② 食品廃棄物の安全性を確保した上で、飼料化の取組を推進します。
- ③ バイオマス発電・熱利用などエネルギーとしての利用を検討します。

5. 各主体の役割と推進体制

I 県の役割

県は、消費者や事業者等が食品ロス問題を認識し、その削減に向けた自主的な取組を促進するため、推進体制を整備して、市町村、事業者、関係団体等との連携強化を図るとともに、積極的な普及啓発など各種施策を実施します。また、県民や事業者、関係団体等の取組に対し、協力及び支援を行います。さらに、市町村等と連携し、休校時に未利用となる給食用食材や防災備蓄食品の有効活用に努めます。

II 市町村の役割

市町村は、国の基本方針及び本計画を踏まえ、食品ロス削減推進法第 13 条の規定に基づく「市町村食品ロス削減推進計画」の策定に努めることとします。

また、市町村内の食品ロスの現状を把握し、地域住民等に対する食品ロス削減に関する普及啓発や未利用食品の有効活用等各種施策を実施するとともに、地域住民等の取組に対し、支援に努めることとします。

III 消費者、農林水産業者、食品関連事業者等の役割

(1) 消費者

消費者は、食品ロス削減の重要性を理解するとともに、日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて適切に理解・把握し、購入する食材やその量と食べきれぬ食材や量とのミスマッチによる食品ロス発生を防ぐため、使い切れる食材や量を見極めた上での消費行動、調理時の過剰な除去を控える、外食時の食べきりなど、自主的に食品ロス削減の取組を実践することとします。

また、食品ロス削減に関する県や市町村、関係団体等の取組に協力するとともに、賞味期限間近の食品の優先購入等の実践により、事業者が食品ロスの削減に取り組みやすい環境をつくることとします。

(2) 農林水産業者・食品関連事業者

農林水産業者は、規格外により市場流通に馴染まない農林水産物については、飲食店への提供や加工用として利用するなど、生産段階で発生する食品ロスの削減に努めることとします。

食品関連事業者は、サプライチェーン全体で連携し、製造・仕入・販売の各段階での情報共有による需要予測情報の共有化を図り、需要に適切に対応した生産、流通、販売を行い、売れ残りや過剰在庫による食品ロス発生の防止に努めることとします。

さらに、飲食店においては、調理ロスの削減により自らが食品ロス削減に取り組むほか、食事量の調節・選択が可能なメニューの導入、持ち帰り環境の整備など、利用

客が食べ残しの削減に取り組めるよう努めることとします。

また、やむを得ず発生した余剰農林水産物や食材については、フードバンクに提供するなど、未利用食品の有効活用に積極的に取り組むこととします。

(3) その他

事業者（農林水産業者・食品関連事業者以外）は、食品ロス削減の必要性について理解を深め、社員等への普及啓発を行うこととします。

消費者団体やNPO等の民間団体は、フードバンク活動やフードドライブなど食品ロス削減に関する活動で得られた知見やネットワーク等を活用し、県や市町村、事業者等と連携しながら、これらの取組を広く県民に普及啓発し、拡大していくよう努めることとします。

IV 推進体制、進捗管理

(1) 推進体制

県は、本計画に基づく施策を県全体で推進するため、消費者、事業者、関係団体及び市町村との意見交換を積極的に行うほか、必要に応じて検討会議を開催し、得られた意見については、適切に施策に反映させることとします。また、各施策については、庁内関係部局との情報共有や連絡調整を密にし、効果的かつ効率的に推進します。

(2) 進捗管理

県は、食品ロス削減の推進に関する多様な取組や施策の実施状況について、継続的に点検を行い、進捗の確認を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行います。

なお、社会経済情勢や、食品ロスを取り巻く状況の変化、施策の実施状況、目標の達成状況、食品ロス発生の実態等を踏まえて、おおむね5年を目処に本計画を見直すこととします。

奈良県食品ロス削減推進計画

奈良県 食と農の振興部 豊かな食と農の振興課
〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地
TEL:0742-27-5427